



□■□ 事故防止メルマガ「Think」

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //////////////////////////////////////

- 1・2015年2月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～交通事故で会社が損害賠償責任を負わないケース
- 3・危機管理意識を高めよう～交通事故の損害の大きさを指導していますか
- 4・交通事故の裁判事例～処方薬を服用して起こした事故で免責を認めず
- 5・今日の朝礼話題～眠くなる薬を飲んで運転しない
- 6・【新発売】小冊子「『酒気残り』による飲酒運転を防ごう」
- 7・【新発売】小冊子「ドライバーの心をつかむ管理者の言葉」
- 8・交通安全教育用DVDのご案内

// //////////////////////////////////////

★2月前半の安全管理ごよみ

- ◆1日（日）～28日（土）
——全国生活習慣病予防月間
- ◆5日（木）
——笑顔の日
- ◆11日（水）
——建国記念の日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】
<http://www.think-sp.com/2015/01/13/kongetsu-untenganri-15-2/>

■安全管理法律相談～交通事故で会社が損害賠償責任を負わないケース

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、安全管理の疑問、質問に答えます。

第21回 「交通事故で会社が損害賠償責任を負わないケース」

・質問
弊社では、毎日車両を運行していますが、たとえどのような事故であっても、従業員が業務中に事故を起こした場合、会社は損害賠償責任を負わなければならないのでしょうか？

・回答
従業員が業務中に交通事故を起こした場合、原則として会社は使用者責任（民法715条）、及び運行供用者責任（自動車損害賠償保障法3条本文）を負うことになります。

ただ、件数は少ないですが、業務中の交通事故の場合でも、会社の責任を認めなかった裁判例もあります。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2015/01/01/houritsu-21-songaibaisyousekinin/>

■危機管理意識を高めよう

「交通事故の損害の大きさを指導していますか—1」

交通事故は人身被害のない場合やちょっとした接触事故だと思っても、鉄道の高架などにトラックが衝突し、電車を長時間止めることなどにより、大きな社会的影響を与え、多額の損害賠償責任が発生することもあります。

このシリーズでは、社会的な影響の大きかった事故の事例を紹介していきますので、運転される方への指導の参考にしてください。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2014/12/01/kikikanri-jikono-shakaitekisongai1/>

■交通事故の裁判事例

今回は、躁うつ病の処方薬を服用して起こした事故について、免責事由に該当しないとした判例を取り上げます。

『躁うつ病の処方薬を服用して起こした事故で免責を認めず』

【事故の状況】

平成19年12月19日、Aはメルセデスベンツを運転して大阪市内の阪神高速道路の喜連瓜破料金所で通行料金を支払った直後、料金所のゲート部分のコンクリート擁壁に車両右側を接触させ、その反動で左側の壁にも接触し停止しました。

この事故により、Aは保険会社に対して約378万円の修理費を請求をしましたが、事故発生時の申告が3か月以上経過していることや、薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転していたとして支払いを拒否されました。

これに対して、裁判所は次のように述べて、免責には当たらないとして保険金の支払いと命じました。

【裁判所の判断】

◆通知義務違反について

「事故発生時の通知が3か月以上遅れたのは、Aの躁うつ病の症状が重かったことが影響している（事故当時の病院からの薬の処方が倍になっている）。したがって、保険会社へ事故発生時の通知が遅れたことについて『正当な理由』があるというべきであり、『速やかな通知義務違反』はないと解するのが相当である」

◆薬物の影響について

「Aが治療薬を服用していたことは事実だが、これらの薬は認知能力や行動能力に直ちに影響を与える禁制品薬物ではない」

「これらの薬は、めまい、立ちくらみ、眠気、脱力・倦怠感、集中力低下等の副作用があり、自動車運転等危険を伴う機械類の操作に従事させないようにすべきとの指摘はあるが、とくに主治医から自動車の運転を控えるように指示・

指導されていた形跡がないことに加え、Aが事故当時にその副作用を受けていたとは認められない」

「したがって、Aが『薬物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車を運転している場合』に該当していない」
として、車両修理相当額から免責金額5万円を控除した残りの約373万円の支払いを命じました。

(大阪地裁 平成22年3月25日判決)

■今日の朝礼話題

『眠くなる薬を飲んで運転しない』

先日、石川県野々市市の国道8号で、28歳の女性が睡眠導入剤を服用した状態で信号待ちの車に追突し、ドライバーに軽傷を負わせた事故で、金沢地検は「危険運転致傷容疑」で運転者の女性を起訴したという報道がありました。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2015/01/15/tw-nemukunaru-kusuri/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にさせていただける「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】小冊子「『酒気残り』による飲酒運転を防ごう」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷
※価格（5冊セット）756円＋税（送料実費）

本誌は川崎医療福祉大学の金光義弘教授の監修により、「酒気残り」による飲酒運転を防ぐための防止策をまとめた教育教材です。

「仮眠による落とし穴」や「一晩寝たの落とし穴」など4つのケースを取り上げ、酒気残りの「落とし穴」に陥りやすい運転者心理を明らかにするとともに、最新の科学的データを交えてわかりやすく解説しています。

【詳しくはこちら↓】

<http://goo.gl/OKZzZh>

■【新発売】小冊子「ドライバーの心をつかむ管理者の言葉」

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷
※価格（5冊セット）1,000円＋税（送料実費）

本書は、管理者の皆様方がドライバーの方々に指導される際に、ドライバーの方々に納得していただき、安全運転に導くためのヒントが得られる6つの事例をマンガで紹介した、管理者のための参考書です。

【詳しくはこちら↓】
<http://goo.gl/qhhTHK>

■ 交通事故防止教育用DVDのご案内

シンク出版では、ドライバーの方々や、管理者様への教育用DVDを多数取り揃えております。弊社ホームページにおいて内容を詳しく紹介しておりますので、ぜひご覧ください。

【交通事故防止教育用DVDのご紹介↓】
<http://goo.gl/7CGzgZ>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】
<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(平成27年1月15日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■ □ ————— □ ■
～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15ピアリッツ天神橋501
TEL 06-6809-1989
FAX 06-6809-1984
Eメール mail@think-sp.com
URL <http://www.think-sp.com/>

■ □ ————— □ ■